

## 中部森林研究投稿原稿審査要領

### 1. 審査の目的

中部森林研究への投稿原稿の審査は、会員の研究発表の場としての本誌の役割を考え、その一定の質と形式を保つために、投稿された原稿が以下の審査基準に照らして掲載可能かどうかを判定するために行う。

### 2. 審査の方法

編集委員会は、まず著者が「投稿原稿チェックリスト」で示した原稿の部門を考慮し、担当の編集委員を決める。次に「論文」原稿については、編集委員が査読者を選定し、その査読者が査読を行う。査読者は査読結果をまとめ、編集委員に報告する。編集委員は、査読者と自らの意見を取りまとめ、著者に審査結果を報告する。なお、必要に応じて査読者を追加して審査を行う。「報文」原稿については、編集委員のみが審査を行い、著者に審査結果を報告する。

### 3. 審査基準

審査基準は、以下の7項目とする。

- 1) 分野：森林および林業に関連した内容であること。
- 2) 体裁：形式や記述方法が投稿規定および執筆要領に準拠しており、かつ文章が平易で誤りのないこと。
- 3) 論理性：論旨の展開が明快で、記述も簡潔明瞭であること。
- 4) 新規性：内容に新たな知見が含まれていること。
- 5) 信頼性：結論等が信頼に足る根拠により示されていること。
- 6) 有効性：内容が林業や森林科学の発展および環境保全技術の向上に役立つものであること。
- 7) 普遍性：得られた結論等が、時や場所を越えて適用可能であること。

「論文」原稿では、上記の7項目について総合的に審査する。ただし、分野、体裁、論理性は全ての原稿に適用されるが、新規性、信頼性、有効性、普遍性は原稿の内容によって重点の置かれ方が異なる。「報文」原稿では、分野および体裁についてのみ審査を行う。

### 4. 審査の判定と原稿の修正

投稿原稿は上記の基準に照らして審査され、「論文」原稿は下記のいずれかに判定される。また、「報文」原稿は下記のA、B、Eのいずれかに判定される。

A：掲載可

B：編集委員による再審査（軽微な修正が必要な場合）

C：再審査（大幅な修正が必要な場合）

D：報文への変更

E：掲載不可

Aと判定された場合は、著者は最終原稿として版下原稿を提出する。BおよびCと判定された場合は、著者は指摘された問題点や改善点を検討し、原稿を修正し、修正原稿を再投稿する。Bの場合は編集委員のみ、Cの場合は査読者と編集委員によって再審査を行う。「論文」原稿でDと判定された場合は、著者は指摘された問題点や改善点を検討し、原稿を修正し、「報文」原稿として再投稿する。なお、再投稿は指定された期限内に行うこととし、期限が過ぎた原稿は自動的に取り下げられたものとして処理される。Eと判定された場合は、著者に掲載不可の理由を明示し、審査を終了する。

2023年7月26日制定